

令和4年3月9日

# 石綿事前調査結果報告システムについて

【事業者様向け】

# 説明内容

- 石綿事前調査結果報告の概要
- 石綿事前調査結果報告システムの概要
- GビズIDの作成
- システムの基本操作
  - ログイン
  - 新規申請
- その他の機能
  - 申請内容の修正
  - 下書き情報の活用
- よくあるご質問

# 石綿事前調査結果報告の概要

## 石綿事前調査結果の報告とは

- 建築物や工作物の解体・改修工事を行う際には、石綿含有の有無の事前調査を実施する必要があります。
- 一定以上の建築物・工作物の場合、労働基準監督署、および自治体（県または金沢市）に事前調査結果の報告を行う義務が事業者（元請事業者）に課せられます。

### <報告の対象>（新規則第16条の11第1項）

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③ 工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限り）の解体又は改修工事（※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により追加）

➡ 事前調査結果報告は、**石綿事前調査結果報告システム**を利用することで労働基準監督署、及び自治体の窓口へ書面の提出に出向くことなく行うことができます。 3

# 石綿事前調査結果報告システムの概要

## 石綿事前調査結果報告システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ  小  中  大

厚生労働省 環境省  
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

お知らせ一覧 ヘルプ

### ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））

※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別してください。

#### ユーザーテストについて

●システムに関する質問等についてはヘルプデスク等へお問い合わせになる前に、「よくあるご質問一覧」「FAQ」および「システムマニュアル」をご確認ください。  
※現在多数のお問い合わせをいただいておりますので、ご協力をお願いします。

※これまでに複数いただいたご質問を、下記に掲載しています。  
・「よくあるご質問一覧」への展開

※「FAQ」および「システムマニュアル」は、上部メニューの[ヘルプ]クリックで表示されるプルダウンメニュー[FAQ]や[システムマニュアル]からご確認ください。



QRコード

システムはパソコン又はスマートフォンにより、インターネットからアクセスすることができます。

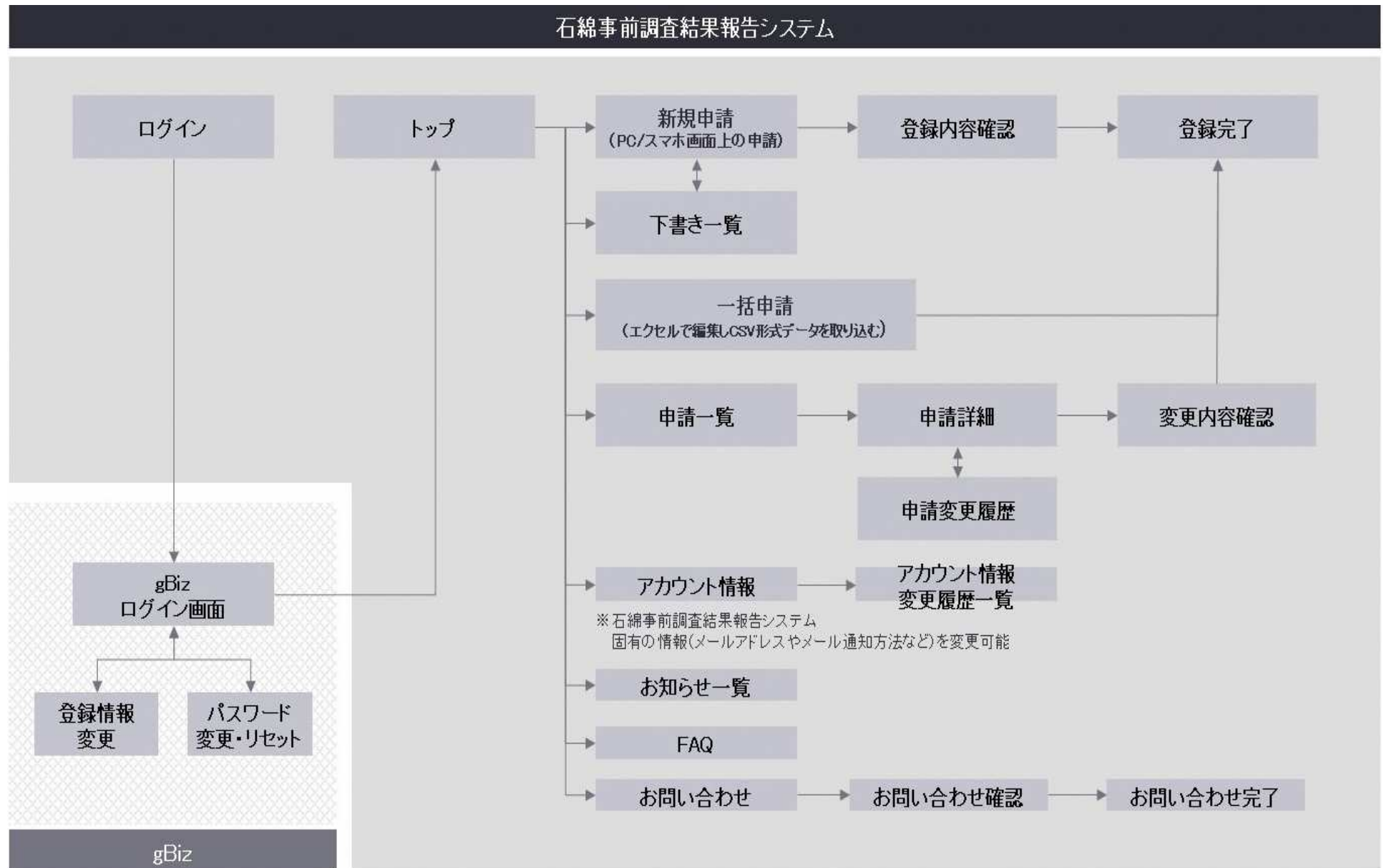
(2022年2月14日時点のトップ画面)

# 石綿事前調査結果報告システムの概要

- 石綿事前調査結果報告システムには以下の機能があります。
- システムの利用者マニュアルはヘルプからダウンロード可能です。

機能名	機能	利用者マニュアル_詳細機能編の参照先
1 ログイン、ログアウト	システムからログイン、ログアウト	1.システム利用上の共通操作
2 アカウント情報	自身のアカウント情報の確認	2.アカウントの管理
3 グループ管理	グループを管理、グループメンバーの確認	3.グループの管理
4 新規申請	申請情報を登録	4.申請情報の登録
5 一括申請	複数の申請情報を一括で登録	5.申請情報の一括申請
6 申請一覧	登録した申請情報の内容確認や修正登録	6.申請情報の検索と検索条件の保存、 7.申請情報の編集
7 下書き一覧	下書き保存した申請情報の内容確認および申請	8.下書き情報の活用
8 ファイル出力	申請情報のファイル出力	9.ファイル出力について
9 お知らせ一覧	システムからのお知らせ情報を確認	10.お知らせ
10 ヘルプ	FAQの参照およびシステムマニュアルのダウンロード	11.FAQについて、 12.システムマニュアルについて
11 お問い合わせ	ヘルプデスクにお問い合わせ	13.お問い合わせ

- システムの利用の流れは以下のとおりです



# G.bizIDの作成

システムの利用にはG.bizIDが必要です

G.bizIDの取得はこちらから

<https://gbiz-id.go.jp/>

QRコード →



- G.bizIDには「プライム」と「エントリー」の2種類があります。  
(どちらでもシステムの利用は可能です。)

## G.bizID プライム

<機能>

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社の管理

おすすめ → 支店がある大規模事業者  
報告数が多い事業者

- 登録に要する時間：1週間程度
- ※ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書による審査あり

## G.bizID エントリー

<機能>

- 新規申請・下書き保存
- × 一括申請
- × 支店・支社の管理

おすすめ → 報告数が少ない事業者  
個人事業主

- 登録に要する時間：30分程度
- ※ 書類審査なし

# 基本操作【ログイン(1)】

The screenshot shows the login page of the Iwate Prefecture Pre-Inspection Report System. At the top, there are logos for the Ministry of Health, Labour and Welfare and the Ministry of the Environment, along with text in Japanese and English. Below the logos, there are links for 'FAQ' and 'お知らせ' (Notice). The main content area is titled 'ログイン' (Login) and contains the following information:

- 石綿事前調査結果報告システムとは**  
石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法令に基づき石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続をオンラインで行えるシステムです。
  - 届出・報告が必要となる工事
    - ・建築物の解体工事(80 m<sup>2</sup>以上)
    - ・建築物の改修工事(請負金額100万円以上(税込))
    - ・工作物の解体・改修工事(請負金額100万円以上(税込))

※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断してください。
- 初めて利用する方へ**  
石綿届出報告システムを利用するためには、認証システム(GビズID)により事前にアカウントを作成する必要があります。  
(GビズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります)
  - ・GビズIDをお持ちでない方は「GビズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

At the bottom, there are two buttons: '登録済みの方' (Already registered) and '初めての方はこちら' (Click here for first-time users). The '登録済みの方' button is circled in red and has a '1' in a circle next to it, indicating the first step in the process. The button text is 'GビズIDでログイン' (Login with G-Biz ID).

システムへGビズIDを利用してログインします。

## ▶ログイン

### <操作手順>

①「GビズIDでログイン」ボタンをクリックし、「GビズIDのログイン画面」へお進みください



# 基本操作【ログイン(2)】



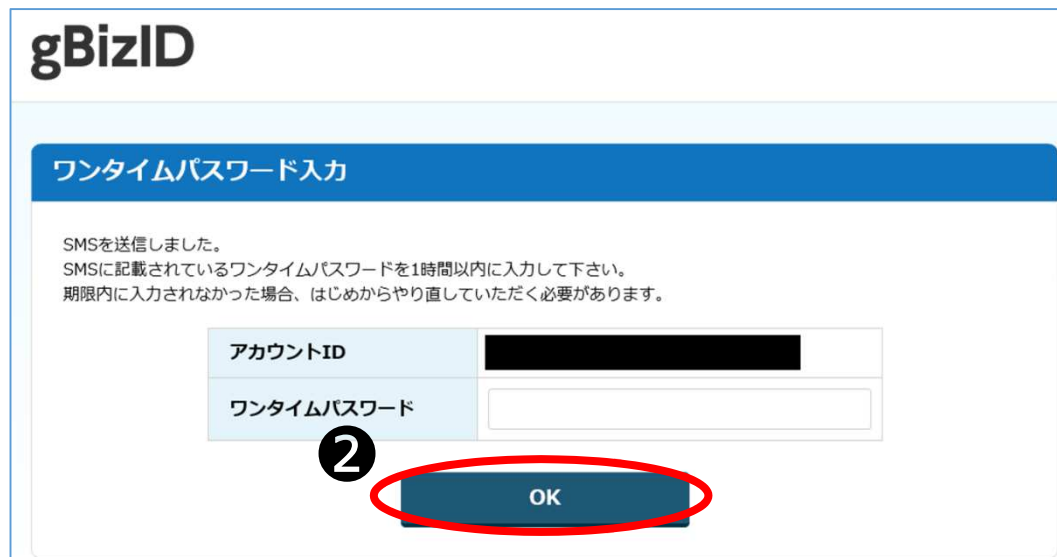
The screenshot shows the gBizID login page. At the top left is the gBizID logo. Below it is a blue header with a home icon and the text 'ログイン'. The main content area contains two input fields: 'アカウントID' and 'パスワード'. Below these fields is a blue button labeled 'ログイン', which is circled in red. A large black circle with the number '1' is positioned to the left of the button. Below the button are two links: 'パスワードを忘れた方はこちら' and 'アカウントを持っていない方はこちら'.

## ▶GビズIDのログイン画面

### <操作手順>

①GビズIDとパスワードの入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

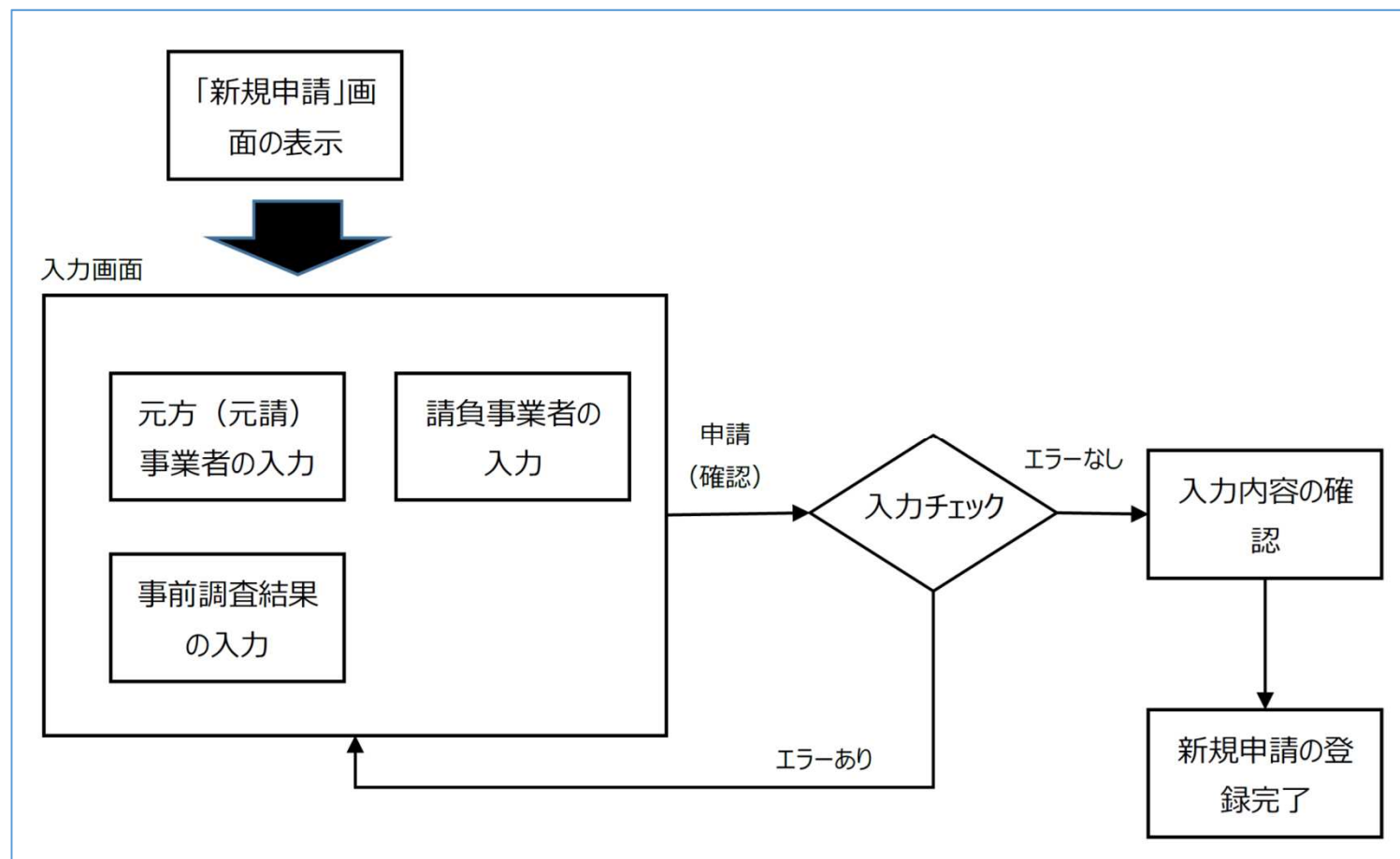
②GビズID申請時に登録したSMS受信用電話番号にワンタイムパスワードが届きます。届いたワンタイムパスワードを入力し「OK」ボタンをクリックして、「トップページ」へお進みください。



The screenshot shows the gBizID one-time password entry page. At the top left is the gBizID logo. Below it is a blue header with the text 'ワンタイムパスワード入力'. The main content area contains a message: 'SMSを送信しました。SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。' Below the message are two input fields: 'アカウントID' (with a blacked-out value) and 'ワンタイムパスワード'. Below these fields is a blue button labeled 'OK', which is circled in red. A large black circle with the number '2' is positioned to the left of the button.

# 基本操作【新規申請(1)】

- 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）及び大気汚染防止法に基づく事前調査結果の報告する申請になります。
- 新規申請の操作の流れは以下のフローのとおりです。



# 基本操作【新規申請(2)】



## ▶ トップページ

### <操作手順>

① トップページ画面のメニュー項目、又はボタンにあります「新規申請」をクリックし、新規申請画面にお進みください。

# 基本操作【新規申請(3)】

## ▶元方（元請）事業者の入力

工事に関する基本情報を入力してください。

### <操作手順>

①必要事項の入力後、「②請負事業者の入力」ボタンをクリックし、「請負事業者の入力」へお進みください。

※原則、申請区分のチェックを外さず労働安全衛生法、大気汚染防止法向けの申請として入力してください。

※船舶の解体・改修工事の場合は、労働安全衛生法のみ報告となりますので、大気汚染防止法のチェックを外してください。

# 基本操作【新規申請(4)】

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

環境省 Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ 問い合わせ 申請者太郎

## 新規申請

新規申請 > 請負入力

① 元方入力 ② 請負入力 ③ 調査入力 ④ 申請(確認) ⑤ 申請(登録)

### 請負事業者に関する事項

① + 請負事業者の追加

③ ①元方(元請)事業者の入力 ③事前調査結果の入力

② ④申請(確認) 下書き保存 トップ画面

工事を請け負っている事業者の一覧

株式会社 石綿産業	編集	削除
アスベスト・インダストリー(株)	編集	削除
株式会社 石綿興産	編集	削除

分析調査を実施した者

氏名

講習実施機関の名称

作業に係る石綿作業主任者の氏名

② 保存せずに一覧に戻る ② 一覧に保存する

石綿事前調査結果報告システム

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.  
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

## ▶ 請負事業者の入力

請負（下請）事業者がある場合は、該当の情報を入力してください。

## <操作手順>

- ① 「+ 請負事業者の追加」 ボタンをクリックすると項目が表示されます。必要事項を入力してください。
- ② 「一覧に保存する」 ボタンをクリックすると「工事を請け負っている事業者の一覧」に入力した請負事業者が追加されます。
- ③ 入力後は「③事前調査結果の入力」 ボタンをクリックし、「事前調査結果の入力」へお進みください。

# 基本操作【新規申請(5)】

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省  
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ 問い合わせ 申請者太郎

### 新規申請

新規申請 > 調査入力

① 元方 入力 ② 請負 入力 ③ 調査 入力 ④ 申請 (確認) ⑤ 申請 (登録)

① ② ③ ④ ⑤

事前調査の結果及び  
予定する石綿の除去などに係る措置の内容

②

④申請 (確認)

①

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

作業対象の材料種類 (名称)

吹付け材

石綿含有の有無  有  みなし  無

含有無しと判断した  
根拠  1:目視  2:設計図書 (4を除く。)  3:分析  
 4:建築材料等の製造者による証明  5:建築材料等の製造年月日

作業の種類  除去  封じ込め  囲い込み

切断等の有無  有  無

作業時の措置  負圧隔離  隔離 (負圧なし)  
 湿潤化  呼吸用保護具の使用

浮遊材

その他の材料

石綿含有の有無  有  みなし  無

含有無しと判断した  
根拠  1:目視  2:設計図書 (4を除く。)  3:分析  
 4:建築材料等の製造者による証明  5:建築材料等の製造年月日

切断等の有無  有  無

作業時の措置  負圧隔離  隔離 (負圧なし)  
 湿潤化  呼吸用保護具の使用

入力後は「④申請(確認)」ボタンをクリックし、  
申請内容の確認画面へお進みください。

石綿事前調査結果報告システム

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.  
Copyright Ministry of the Environment, Government of Japan. All rights reserved.

## ▶事前調査結果の入力

工事対象となる全ての建材について、事前調査結果を入力してください。

工事対象でない建材については入力不要です。

## <操作手順>

①入力する建材の▲をクリックし入力欄を表示してください。

②必要事項を入力後、「④申請 (確認)」ボタンをクリックし、「申請情報の確認」へお進みください。

※「④申請 (確認)」ボタンをクリックしたとき申請情報の入力内容によってはエラーメッセージが画面上部に表示されます。その場合はメッセージに沿って修正してください。

# 基本操作【新規申請(6)】

石綿事前調査結果報告システム 文字サイズ 小 中 大 厚生労働省 環境省  
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ ヘルプ 問い合わせ 申請者太郎

## 新規申請

新規申請 > 申請 (確認)

1 元方入力 2 誘発入力 3 調査入力 4 申請 (確認) 5 申請 (登録)

### 申請内容確認

修正する場合は、①元方（元請）事業者の入力、②誘発事業者の入力、③事前調査結果の入力をクリックして内容の修正を行ってください。

#### 工事に関する基本情報

#### 申請情報

申請区分	
労働安全衛生法（石綿障害予防規則）申請先	
工事現場の管轄労働局	
工事現場の管轄労働基準監督署	

#### その他材料

石綿含有の有無	
含有無しと判断した根拠	
切断等の有無	
作業時の措置	

#### 自由記載欄

1 申請を完了する

石綿事前調査結果報告システム Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved. Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

## ▶ 申請情報の確認

申請内容確認画面で入力した内容を確認してください。

## ＜操作手順＞

①入力内容に誤りがなければ「申請を完了する」ボタンをクリックし、「申請情報の登録完了」へお進みください。



# 基本操作【新規申請(7)】

The screenshot displays the 'Ishiwata Prefecture Pre-survey Results Reporting System' interface. At the top, there are logos for the Ministry of Health, Labour and Welfare and the Ministry of the Environment. The main content area features a progress bar with five steps: 1. 元方入力 (Original Input), 2. 情報入力 (Information Input), 3. 調査入力 (Survey Input), 4. 申請(確認) (Application/Confirmation), and 5. 申請(登録) (Application/Registration). Step 5 is highlighted, indicating completion. Below the progress bar, the text reads '登録が正常に完了しました。' (Registration completed normally). It also states '申請IDは「9999999999」です。登録内容については、申請一覧画面にてご確認をお願いいたします。' (The application ID is '9999999999'. Please check the registration content on the application list screen). Two buttons are visible: 'トップ画面に戻る' (Return to top screen) and '申請一覧画面に戻る' (Return to application list screen).

▶申請情報の登録完了  
登録が正常に完了しましたと表示され、以下のメールを着信しましたら、申請情報の新規登録作業は完了です。

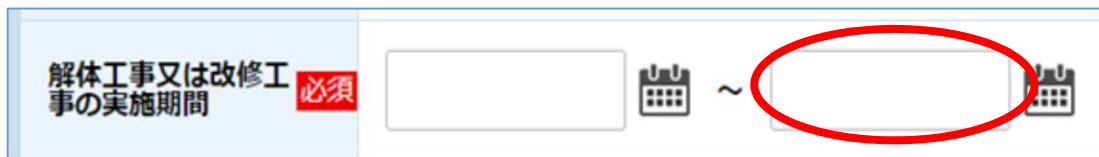
差出人：石綿事前調査結果報告システム  
<info@mail.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>  
件名：【石綿事前調査結果報告システム】新規申請受付完了通知メール（登録：xxxxxxxxxx）





# その他の機能【申請情報の修正(1)】

- 申請情報の修正や取下げ、修正履歴を表示します。
- 修正や取下げを行った場合であっても、修正や取下げの履歴は行政機関に残ります。（修正・取下げした理由等について、後日、行政機関から問い合わせさせていただく場合があります。）

※ 修正や取下げは、「解体工事又は改修工事の実施期間」の終了日まで実施することができます。  
「解体工事又は改修工事の実施期間」の終了日以降は修正・取下げはできません。



解体工事又は改修工事の実施期間 **必須**   ~  

## 【修正が必要なケース（一例）】

- 解体等工事の実施中に、事前調査で目視確認が困難な場所の確認が可能となり、再度の事前調査を行った結果、新たな石綿含有建材が把握された場合
- 工事の実施期間が変更になった場合
- 請負事業者が変更（追加）となった場合 など

# その他の機能【申請情報の修正(2)】



## ▶トップページ

### <操作手順>

① トップページ画面のメニュー項目、又はボタンにあります「申請一覧」をクリックし、申請一覧画面にお進みください。

# その他の機能【申請情報の修正(3)】

**検索結果**

申請書ファイルをダウンロードする場合は、対象の申請にチェックを入れ「ダウンロード」ボタンをクリックしてください。  
☑️をクリックすると、チェックの全選択/全解除ができます。

申請書ダウンロード： [ダウンロード](#)

検索結果： 23 件中 1 - 23 件表示

<前へ 1 次へ>

<input checked="" type="checkbox"/>	申請日	申請区分	申請番号	工事の実施期間	工事現場の住所	詳細表示
<input type="checkbox"/>	2021/10/07	労働安全衛生法 大気汚染防止法	9000000317	2021/10/10 ～ 2021/10/31	神奈川県横浜市西区高島集計	<a href="#">詳細</a> <a href="#">コピー</a>
<input type="checkbox"/>	2021/10/11	大気汚染防止法	9000002037	2021/10/11 ～ 2021/10/15	工事現場都道府県工事現場住所（続き）	<a href="#">詳細</a> <a href="#">コピー</a>
<input type="checkbox"/>	2021/10/26	労働安全衛生法 大気汚染防止法	9000002311	2021/10/28 ～ 2021/10/30	神奈川県川崎市川崎区浅田	<a href="#">詳細</a> <a href="#">コピー</a>
<input type="checkbox"/>	2021/10/26	労働安全衛生法 大気汚染防止法	9000002313	2021/10/25 ～ 2021/10/30	神奈川県川崎市川崎区浅田	<a href="#">詳細</a> <a href="#">コピー</a>

<前へ 1 次へ>

## ▶申請一覧

### <操作手順>

- ①「申請一覧」画面の検索結果で、該当する申請情報の「詳細」ボタンをクリックしてください。
- ②「新規申請」と同様の流れで、工事に関する基本情報を修正してください。

# その他の機能【申請情報の修正(4)】

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省  
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

### 申請詳細

申請詳細 > 事前調査

① 元方情報 ② 請負情報 ③ 事前調査 ④ 変更申請(確認) ⑤ 変更申請(登録)

**1** 事前調査の結果及び 予定する石綿の除去などに係る措置の内容

#### 材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。  
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。  
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択  
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類 (名称)

吹付け材 ▲  
保温材 ▲

①元方(元請) 事業者の確認  
②請負事業者の確認  
④変更申請(確認)  
履歴一覧  
申請取下げ  
申請一覧画面に戻る

## ＜操作手順＞

①基本情報の修正が完了しましたら、「④変更申込（確認）」ボタンをクリックしてください。

※エラーが存在する場合は、エラー項目のある画面へ遷移するので、エラー項目を修正してください。

# その他の機能【申請情報の修正(5)】

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ ヘルプ お問い合わせ

### 申請詳細

申請詳細 > 変更申請 (確認)

① 元方情報 ② 請負情報 ③ 事前調査 ④ 変更申請(確認) ⑤ 変更申請(登録)

### 変更申請内容確認

修正する場合は、①元方(元請)事業者の確認、②請負事業者の確認、③事前調査結果の確認をクリックして内容の修正を行ってください。

#### 工事に関する基本情報

申請情報	
申請区分	労働安全衛生法(石綿障害予防規則)、大気汚染防止法
労働安全衛生法(石綿障害予防規則)申請先	
工事現場の管轄労働局	神奈川
工事現場の管轄労働基準監督署	川崎南
大気汚染防止法申請先	
都道府県	神奈川県
申請先自治体	神奈川県
担当部署	神奈川県 横須賀三浦地域環境総合センター 環境課

#### 元方(元請)事業者情報

事業者の名称	株式会社
--------	------

変更を申請する

## ＜操作手順＞

① 「変更申請内容確認」画面で入力内容を再確認してください。

② 入力内容に問題がない場合は、「変更を申請する」ボタンをクリックしてください。完了画面(本画面)が表示され申請情報の修正が完了します。また、修正登録完了にあわせてメールが送付されます。

# その他の機能【下書き情報の活用(1)】

- 「下書き一覧」画面で下書き保存した全ての情報を確認することができます
- テンプレートとなる情報を下書き保存し、下書き情報のコピー機能を利用してテンプレートとして使用することができます

新規申請

新規申請 > 元方 (元請) 入力

1 元方入力 2 請負入力 3 調査入力 4 申請(確認) 5 申請(登録)

工事に関する基本情報

申請区分 **必須**

労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)

大気汚染防止法

1

下書き保存

元方 (元請) 事業者情報

## <操作手順>

① 「新規申請」画面で「下書き保存」ボタンをクリックします。

②

下書き名称

保存する下書きの名称を入力

キャンセル 保存

② ダイアログが表示されるので、保存する下書きの名称を入力し「保存」ボタンをクリックしてください。

# その他の機能【下書き情報の活用(2)】



## ＜操作手順＞

①メニュー項目、または「トップ」画面にあるボタン「下書き一覧」をクリックして、「下書き一覧」画面を表示してください。

# その他の機能【下書き情報の活用(3)】

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省  
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

## 下書き一覧

申請書ファイルをダウンロードする場合は、対象の申請にチェックを入れ「ダウンロード」ボタンを押下してください。  
を押下すると、チェックの全選択/全解除ができます。

申請書ダウンロード: [ダウンロード](#)

検索結果: 1件中1-1件表示

<前へ 1 次へ>

<input checked="" type="checkbox"/>	下書き保存名称	作業場所の住所	更新日	詳細表示
<input type="checkbox"/>	下書き名称	工事現場都道府県工事現場住所 (続き)	2021/10/12	<a href="#">詳細</a> <a href="#">コピー</a> <a href="#">削除</a>

<前へ 1 次へ>

石綿事前調査結果報告システム | 利用規約 プライバシーポリシー

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.  
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

## ▶ 下書き情報からの申請作業の再開

- 下書き保存して中断した申請作業を再開することができます。
- 操作を行った下書き情報は、登録完了後に削除されます。（下書き一覧に表示されなくなります。）

## <操作手順>

- 1 下書き情報の「詳細」ボタンをクリックしてください。下書き情報を「新規申請」画面に表示します。



# その他の機能【下書き情報の活用(4)】

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省  
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

## 下書き一覧

申請書ファイルをダウンロードする場合は、対象の申請にチェックを入れ「ダウンロード」ボタンを押下してください。  
☑を押下すると、チェックの全選択/全解除ができます。

申請書ダウンロード: [ダウンロード](#)

検索結果: 1件中1-1件表示

<input checked="" type="checkbox"/>	下書き保存名称	作業場所の住所	更新日	詳細表示
<input type="checkbox"/>	下書き名称	工事現場都道府県工事現場住所 (続き)	2024/10/7	<a href="#">コピー</a>

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.  
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

▶ 下書き情報を複製して申請  
(下書き情報をテンプレートとして活用)

- 下書き保存した申請情報を活用して、新規に登録申請をすることができます。
- 操作を行った下書き情報は、登録完了後に削除されません。  
(下書き一覧に表示されます。)

＜操作手順＞

① 下書き情報の「コピー」ボタンをクリックしてください。下書き情報をコピーして「新規申請」画面を表示します。

# よくあるご質問 (1)

NO	分類	質問内容	回答内容
1	事前調査結果報告について	事前調査結果報告は義務でしょうか。報告を行わなかった場合どのようなペナルティがあるのでしょうか。	事前調査結果の報告は法令に基づき事業者に課せられた義務となります。報告対象工事であるにもかかわらず報告を行わずに石綿等工事を行った場合、関係行政機関から法令違反の指摘・指導を受け、又は労働安全衛生法（石綿障害予防規則）及び大気汚染防止法に基づく罰則が科せられる場合があります。
2	事前調査結果報告について	事前調査を行いました。事前調査結果の報告はいつまでに行わなければならないのでしょうか。	事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あらかじめ報告を行っていただく必要があります。工事開始前であれば、事前調査の終了後何日以内に、という制限はありませんが、事前調査後に調査結果の整理等必要な作業を行った上で速やかに報告してください。ただし建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、修正報告を行います。
3	事前調査結果報告について	システムで石綿事前調査結果報告を電子申請した場合は、システムに情報が保存されているので、事前調査の結果の資料の保存の義務を果たしていることになりますか。	石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、事前調査の結果の記録を作成し、事業者側で3年間保存することが必要です。石綿事前調査結果報告システムにて報告いただく内容は、報告に即した簡易な情報であることから、報告内容のみでは事前調査の結果の記録としては情報が足りません。事前調査の結果の記録は、事前調査結果の報告とは別に法令に基づく必要な事項を満たした記録を保存していただく必要があります。

# よくあるご質問 (2)

NO	分類	質問内容	回答内容
4	石綿事前調査結果報告システムについて	石綿事前調査結果報告システムでは、どのような電子申請を行うことができますか。計画届や作業届の届出も行うことができますか。	石綿事前調査結果報告システムで申請できるのは、事前調査結果の報告の電子申請のみとなります。石綿含有建材の除去等の工事における計画届等については、従前どおり、労働基準監督署及び自治体窓口にて所定の書類を提出してください。
5	報告の電子申請について	電子申請を行う際に、入力を間違えてしまっていたことに気が付きました。修正することはできますか。	工事終了日までの間は、申請を修正することができます。また、「申請詳細」画面の「取下げボタン」から申請自体を取り下げすることもできます。
6	報告の電子申請について	石綿事前調査結果報告の電子申請を誤って取下げしてしまったが、取り下げた内容を活用して再申請できますか。	取り下げた申請の情報を活用することはできませんので、再度申請情報を登録してください。
7	報告の電子申請について	エラーメッセージが表示され、石綿事前調査結果の電子申請が完了できません。	入力内容にエラーがあった場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。エラーを解消するまで登録を完了することはできません。メッセージに沿って入力内容を修正してください。
8	報告の電子申請について	「申請確認」画面で画面上部にメッセージが表示されます。そのまま登録して問題ないでしょうか。	入力内容によっては注意喚起のメッセージが表示されることがあります。メッセージを確認いただき、必要に応じて入力情報を修正してください。なお、修正せず、そのまま登録を行うことも可能です。
9	報告の電子申請について	電子申請した事前調査結果報告の内容は、いつまで保存されますか。	電子申請した事前調査結果報告の内容は削除されることなく、保存され続けます。
10	電子申請の記載項目	元方（元請）事業者情報の事業者の名称および代表者氏名には、会社名と代表者の氏名のみ入力すればよいのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の名称について 会社名に加えて、店社・支店・営業所も入力してください。</li> <li>・代表者氏名について 代表者（代表取締役社長、支店長など）の職名と氏名を入力してください。</li> </ul>

# よくあるご質問 (3)

NO	分類	質問内容	回答内容
11	電子申請の記載項目	共同企業体、共同調達の工事に係る事前調査結果報告を電子申請します。事業者の名称および代表者氏名の欄にはどのように入力すればよいですか。	共同企業体又は共同調達の場合、事業者の名称欄には構成会社を全て入力してください。代表者氏名欄には、共同企業体代表者等の氏名を入力してください。
12	電子申請の記載項目	個人事業主（一人親方）ですが、事業者の名称および代表者氏名の欄にはどのように入力すればよいですか。	個人事業主の場合は、事業者の名称欄に個人の氏名を入力してください。代表者氏名の入力は不要です。
13	電子申請の記載項目	解体工事又は改修工事の実施期間には、工事全体の期間を入力するのですか。工事日程が正確に決まっていない場合はどうすればいいですか。	解体・改修工事を含む工事全体の予定日を入力してください。日付が正確に特定できない場合はおおよその日付でかまいません。
14	電子申請の記載項目	「建築物又は工作物の新築工事の着工日」について、工事対象が複数の建物や設備等であり、それぞれ異なる着工日の場合、どのように入力すれば良いのでしょうか。	工事対象のうち、最も古い建物・設備の新築工事の着工日を入力してください。
15	電子申請の記載項目	「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」について、請負業者に調査を依頼した場合、下請事業者情報の欄に入力するのでしょうか。	調査を実施した者が元請事業者でない場合も、元方（元請）事業者情報の欄に記載してください。また、調査を実施した者が請負事業者である場合には、元方（元請）事業者情報の欄に加え、請負事業者の欄にも入力してください。
16	電子申請の記載項目	事前調査を実施した者について、資格者調査が義務化されるまでは講習を受講していない担当者が事前調査を実施した場合、氏名のみ記載でよろしいのでしょうか。	2023年9月30日以前に着工する工事については、当該欄の入力は任意となりますので、講習を受講していない場合には氏名のみ記載でも差し支えありません。請負業者の当該欄についても同様です。
17	電子申請の記載項目	請負業者の入力について、報告する工事に係るすべての請負業者を入力する必要があるのでしょうか。	石綿作業に関連する請負業者のみ入力してください。なお、石綿作業に関連する業者は規模・工事内容にかかわらず報告対象となります。

# よくあるご質問 (4)

NO	分類	質問内容	回答内容
18	電子申請の記載項目	事前調査結果を入力する際に、同一の建物内でも改修等により石綿含有のものと石綿非含有のものがある場合は、どのように入力するのでしょうか。	同一の建材において石綿含有の物と非含有の物が混在している場合は、石綿含有の材料として、作業の種類、切断等の有無、作業時の措置を入力してください。
19	電子申請の記載項目	事前調査結果を入力する際に、材料ごとに <input type="text"/> 入力ですが、記載にない材料については全て「その他の材料」に入力でよいでしょうか。	作業対象の材料の種類に記載がない材料については、「その他の材料」の欄に入力してください。同一の建材において石綿含有の物と非含有の物が混在している場合は、石綿含有の材料として、作業の種類、切断等の有無、作業時の措置を入力してください。

# 事前にいただいたご質問(1)

NO	分類	質問内容	回答内容
1	事前調査結果報告について	当該建築物にアスベストが使用されていない事が分かっていても、その都度調査報告を行う必要があるのでしょうか。	定期改修工事等で一度調査を行い報告を行った箇所については、再度の報告は不要となります。過去に調査を行っていない箇所の改修を行う場合は調査及び報告が必要です。
2	事前調査結果報告について	4月1日から事前調査報告書の提出が求められているが、書式及び届出先はどのような形になるのでしょうか。また届出に関して、電子届出か紙ベースでの届出のどちらになるのでしょうか。それによって受付印等はどうなるのでしょうか。	事前調査結果の報告は原則システムにより行ってください。書面により報告を行う場合は所定の様式（様式第3の4）により、労働基準監督署及び県又は金沢市へ提出してください。（システムによる報告の場合、受付印等の押印はありません。）
3	事前調査結果報告について	報告対象となる「床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事」について、屋根・外壁工事の算出方法はどのようになるのでしょうか。	屋根の工事に関しては、水平投影面積で算出します。外壁工事に関しては、面積を算出する必要はありません。
4	石綿事前調査結果報告システムについて	石綿事前調査結果報告システムにおいて、自社の他支店が報告したデータは閲覧できるのでしょうか。	システムの利用時に取得するGビズIDを「プライム」で取得した場合、支店ごとにIDを作成することができます。その場合、本社からは各支店のデータを閲覧できますが、支店から別の支店のデータを閲覧することはできません。（例：A支店からB支店のデータは閲覧できない。）



# 事前にいただいたご質問(2)

NO	分類	質問内容	回答内容
5	事前調査結果報告について	同じ建築物について、発注者が業者Aと解体工事の契約を、業者Bと改修工事の契約を行った場合の報告の取り扱いはどうなるのでしょうか。	業者が別の場合は、それぞれの業者ごとに報告対象に該当するかどうかを判断します。 ※業者Aは建築物の解体工事の要件「床面積が80㎡以上」に該当する場合、業者Bは建築物の改修工事の要件「請負金額合計額が100万円以上」に該当する場合に報告が必要です。 なお建築物の解体工事と改修工事を別に契約した場合であっても、それぞれの請負者が同一業者であるときには、一の契約で請け負ったものとみなしますので注意してください。
6	事前調査結果報告について	報告対象となる「請負代金が税込100万円以上の建築物の改修工事」には、解体工事は含まれないということでしょうか。	①建築物の場合 ・解体工事のみのときは、床面積の合計が80㎡以上の場合に報告が必要です。 ・改修工事のみのときは、請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・解体工事と改修工事が混在するときは、解体工事に係る部分の床面積が80㎡以上又は工事全体の請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ②工作物の場合 ・解体工事のみのとき、改修工事のみのとき、解体工事と改修工事が混在するときの、いずれも、請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ③建築物と工作物の工事を一体として行う場合 ・建築物の解体工事と、工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、建築物の解体工事に係る部分の床面積が80㎡以上又は工事全体の請負代金の合計額が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・建築物の改修工事と、工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、工事全体の請負代金が100万円以上の場合に報告が必要です。 ・建築物の解体工事と改修工事が混在し、かつ工作物の解体又は改修工事を一体として行うときは、建築物の解体工事に係る部分の床面積が80㎡以上又は工事全体の請負代金の額が100万円以上の場合に報告が必要です。

石綿の飛散漏えい防止のため、  
改正法の遵守及び周知にご協力  
をお願いいたします。



○参考

▶【石川県】石綿（アスベスト）対策について

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/ishiwata/ishiwata.html>)

○問い合わせ先

▶石川県生活環境部環境政策課 (TEL:076-225-1463)